

特定非営利活動法人 北東北捜索犬チーム活動規約

(目的)

第1条 この規約は、NPO法人北東北捜索犬チームの活動が円滑効果的に行われることを目的とし、その変更は理事会の決定事項とする。

(専門部)

第2条 第1条の目的を達成するため次の専門部を置く。

- (1) 災害救助犬の部
- (2) 囑託警察犬の部
- (3) セラピー犬の部

(担当部長)

第3条 前条の専門部に担当部長を置く。

- (1) 災害救助犬担当部長 1名
- (2) 囑託警察犬担当部長 1名
- (3) セラピー犬担当部長 1名
- (4) 人選は理事会で議決し理事長が指名する
- (5) 任期は2年とし、再任は妨げないものとする

(事務局職員)

第4条 事務局に事務局長及び会計を置く。事務局職員は理事長の命を受け、予算の収支事務等を行う。

(謝礼金等)

第5条 本法人に対して活動の要請があり、その活動に対して謝礼金等の支払いが有る場合は、その10%以上を会の収入とし、残金は参加者の経費の補てんに充てるものとする。

(保険加入)

第6条 活動する会員はボランティア保険に加入しなければならない。保険料は、会員が各自支払うものとする。

- (2) 活動する会員の事故等は、ボランティア保険をもって充てる。所属する犬の負傷及び当該犬による第三者等への不測事態については、所有者が自己責任において対処する。

(所属する犬の管理)

第7条 所属する犬は「犬籍簿」で以下の管理を行なう。

- ・ 犬名
- ・ 性別
- ・ 犬種

- ・生年月日
- ・去勢、避妊手術の有無
- ・マイクロチップの有無
- ・狂犬病接種年月日
- ・5種以上の混合ワクチン接種年月日
- ・日本動物病院協会（JAHA）の定める健康診断の結果（セラピー犬）
- ・訓練、研修、試験等の参加状況
- ・所有者の住所氏名
- ・その他の特記すべき事項

なお、予防接種及び健康診断結果については毎年確認し更新する。

（訓練への積極的参加）

第8条 本法人に所属する犬は、特別な理由が有る場合を除き、1ヶ月に1回以上は定期訓練に参加しなければならない。参加しない場合は、犬を登録から抹消する。

（現場出動）

第9条 県または市などから災害時出動協定に基づき、出動要請が有った場合及び個人から行方不明者の捜索依頼が有った場合、会員へ一斉メールでサポーターとして参加協力を要請するので、会員はメールに応答し、可能な限り協力しなければならない。

（広報活動）

第10条 防災訓練を含む広報活動（ふれあいも含む）では、その趣旨に見合うライセンスをもつ災害救助犬（災害救助犬に準じるライセンスをもつ犬も含む）、嘱託警察犬及びセラピー犬から理事長がその適性を含め適当と判断した犬が参加することができる。なお、訓練犬の訓練の様子を公開するデモンストレーションは、この限りではないが、ふれあいについては、安全上の理由から訓練犬はこれを行なわない。

（セラピー犬認定審査）

第11条 セラピー犬認定審査は、セラピー犬認定審査委員が行う。

- (2) セラピー犬認定審査委員は、正会員及び家族会員の中から数名を理事長が任命するが、セラピー犬認定審査を受ける犬の所有者及びハンドラー以外の者を充てる。
- (3) セラピー犬認定審査委員の互選で委員長を選出する。
- (4) セラピー犬認定審査委員長は、認定審査会の2か月前までに日時、場所、審査方法、可否の判断基準などを決め、理事長の承認を得なければならない。
- (5) セラピー犬認定審査を受ける犬及びハンドラーは北東北捜索犬チームに所属していなければならない。認定後においても同様とする。
- (6) セラピー犬認定審査の合格犬には定型の理事長名の認定証を授与する。
- (7) セラピー犬認定の有効期限は3年とし、更新する場合は再度認定審査を受けるものとする。

る。

- (8) セラピー認定犬の所有者及びハンドラーは、当該セラピー認定犬を用いてチーム以外の団体での活動や個人的な活動をしてはならない。

(暫定災害救助犬認定審査)

第12条 暫定災害救助犬認定審査は暫定災害救助犬認定審査委員が行う。

- (2) 暫定災害救助犬認定審査の申請があり、理事長が必要と判断したときには、理事長はその審査のため理事から暫定災害救助犬認定審査委員を数名任命する。
- (3) 同委員の互選で委員長を選出する。
- (4) 当該災害救助犬認定審査を受ける犬及びハンドラーは北東北捜索犬チームに所属していなければならない。認定後においても同様とする。
- (5) 当該審査は、書類審査とし、当該審査を受ける犬の過去の活動実績、他団体のライセンスの取得経歴などからその可否を判断するが、当該認定審査委員の過半数の賛成をもって合格とする。
- (6) 当該災害救助犬認定審査の合格犬には、理事長名の定型の認定証を授与する。
- (7) 当該災害救助犬認定の有効期限は2年とする。

(会員に対する勧誘や営業の禁止)

第13条 会員は他の会員に対して、営利目的の勧誘や営業をしてはならない。

(業務上使用車両に対する労務費)

第14条 業務で会員の車両を使用した場合、走行距離1kmあたり10円として算出した金額を、その会員に支払うものとする。なお、走行距離の合計が100km以上の場合で、理事長がその必要性を認めた場合とする。

(会員の経費の補填)

第15条 会員が参加する訓練会、認定審査会などにおける参加費、出陳料、登録料、宿泊費などの経費の一部について、会員は所定の書式を用い本法人に請求することができる。その請求期間については事前に理事長から会員に対しメールなど適宜の方法により通知をする。ただし、申請した会員に対する経費支払いの有無やその金額については、本法人の財政状況、個別具体的必要性を含め総合的に理事長が判断する。

(会員の年齢制限)

第16条 入会を希望する者が18歳未満の場合、保護者と共に入会しなければならない。訓練やチームの活動に参加する場合も保護者が責任を持って同行しなければならない

い。

(アドバイザー制度)

第17条 組織外の専門的知識を有する人をアドバイザーに任命し、多角的視点から指導助言をしてもらう制度で、理事会において人選し決定する。

附則

- ・この規約は、青森県知事から特定非営利活動法人北東北捜索犬チームとして認証され、法人の届出の終了した平成24年4月24日から施行する。
- ・この規約は、平成25年1月20日から施行する。^{*1}
- ・この規約は、平成26年8月1日から施行する。^{*2}
- ・この規約は、平成27年1月1日から施行する。^{*3}
- ・この規約は、平成27年5月1日から施行する。^{*4}
- ・この規約は、平成27年5月19日から施行する。^{*5}
- ・この規約は、平成27年5月28日から施行する。^{*6}
- ・この規約は、平成28年1月17日から施行する。^{*7}
- ・この規約は、平成30年3月1日から施行する。^{*8}
- ・この規約は、平成30年5月1日から施行する。^{*9}
- ・この規約は、平成30年10月11日から施行する。^{*10}
- ・この規約は、平成31年1月27日から施行する。^{*11}

【参考事項～改正の履歴】

*1

(事務局職員)

第4条の事務局職員に会計を追加した。会計事務の円滑な処理のために会計専門の担当者を置くこととした。

(保険加入)

第6条のボランティア保険の保険加入料は年会費で賄っていたが、サポーター会員が多くなり、その負担が大きくなったため、年会費とは別に徴収することとした。なお、年会費無料のサポーター会員についても、保険料は自己負担とした。

*2

(担当部長の設置)

専門部担当部長に設置の「担当役員若干名」は、事実上、必要性がないことから削除した。

(所属する犬の管理)

第7条の犬籍簿で犬の予防接種、調教の状況などを確認、管理することによって、より安全な活動を行なうこととした。

* 3

(搜索活動種別)、(専門部の選定)、(費用の取扱)、(活動に係る経費)及び(訓練の練磨)

これらは、現状に合わないことから削除した。

(謝礼金等)

第5条は実際に2年前から運用している内容を明文化したもので、一部を当法人に入金するが、残金は参加した会員の経費(ガソリン代など)に少しでも補てんすることとした。

(訓練への積極的参加)

第8条は災害救助犬や囑託警察犬を目指すためには、訓練の継続が大切であることを示したもので、登録抹消というペナルティーを課した。

(現場出動)

第9条は災害時に出動要請があった場合には連絡を取り合い、搜索活動、そのサポート及び後方支援など、チーム一丸となって対応することとした。

(広報活動)

第10条の広報活動に参加する犬は、ライセンスを持っていることが必要であることを明文化したもので、ふれあいも事故防止の観点からライセンスを持つ犬に限定している。

(会員に対する勧誘や営業の禁止)

第13条は、チーム内の融和に影響が有ると判断されるため、会員どおしの営利目的の勧誘や営業を禁止した。

* 4

(保険加入)

第6条の第2項は、所属する犬の活動中の負傷及び第三者への噛みつきなどの損害については、当該犬の所有者の自己責任とした。

常に犬による事故のないように細心の注意を払うとともに、不測の事案対処を考慮し、所有者に対して損害賠償責任保険等への加入を促すものである。

* 5

(専門部)及び(担当部長)

第2条の専門部にセラピー犬の部を追加した。それに伴い第3条の担当部長にセラピー犬担当部長1名を置くこととした。

セラピー犬の部ができたことから、災害救助犬、囑託警察犬及びセラピー犬の中から犬の個性、適性に最も合った社会貢献の場を選択することができ、年老いた災害救助犬や囑託警察犬にも適性があれば、セラピー犬として、さらに社会貢献することが可能となった。

* 6

(業務上使用車両に対する労務費)

第 14 条は、業務で会員の車両を使用した場合のガソリン代などの会員の負担を軽減することを目的としたもので、走行距離 100 k m 以上で、理事長が必要と認めた場合に限定した。

* 7

(会員の年齢制限)

第 16 条は、18 歳未満の者が入会を希望した場合、会費納入と事故防止の観点から保護者も一緒に入会し、チームの活動にも保護者が同行するよう義務付けたものである。

* 8

(セラピー犬認定審査)

第 11 条は、北東北捜索犬チームでセラピー犬の認定審査を行うことになったため、その運営が適正に行われるように制定した。

* 9

(会員の経費の補填)

第 15 条は、チームに貢献し、認定犬を目指す会員の経済的負担を軽減し、もって、ハンドラーと認定犬の育成を円滑に進めることを目的とするものである。

なお、理事長は、会員の状況とチームの財政状況を考慮して判断する。

* 10

(広報活動)

第 10 条の防災訓練を含む広報活動(ふれあいも含む)での、「その趣旨に見合う災害救助犬に準ずるライセンスを持つ犬」とは、災害救助犬のリザーブ犬、候補犬および国際救助犬適性試験合格犬をいう。

(暫定災害救助犬認定審査)

第 12 条は、災害救助犬の認定審査団体から当チーム及び当会員が脱会するなどの理由で災害救助犬のライセンスを失うなどの場合で、当チームに災害救助犬が居なくなるのを防ぐために、緊急的、暫定的に行われるものである。

*11

(アドバイザー制度)

第 17 条は、時代に即応した組織の運営と犬及びハンドラーの育成・活用を目的として、組織外の専門的知識を有する人に多角的視点から指導助言をしてもらう制度である。